

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 10 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600694号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600281号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年9月1日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から44万円とする。

平成26年9月1日から平成27年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年9月1日から平成27年1月1日まで

A社に勤務した請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給された給与支給額に比べて低い額となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において9万8,000円と記録されているものの、標準報酬月額の定時決定の基礎となる平成26年4月から同年6月までに係る請求者から提出された給与明細書によると、請求者の平成26年度の定時決定における標準報酬月額は44万円であることが確認できる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600758号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600065号

## 第1 結論

昭和35年10月から昭和36年3月までの請求期間、昭和41年9月から昭和44年3月までの請求期間及び昭和49年4月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和4年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年10月から昭和36年3月まで

② 昭和41年9月から昭和44年3月まで

③ 昭和49年4月から昭和51年3月まで

私は、昭和55年2月頃に知人に誘われ市役所へ特例納付制度の説明を聞きに行き、国民年金に加入した。また、それまで未納にしていた期間の国民年金保険料を特例納付しようとしたが、一度に納付するには高額であったため、1回当たり約6～7万円を7回に分けて昭和55年2月から納付期限内に市役所で特例納付した。私の年金手帳には、「払い込み期間」が記載されており、これが保険料を納付した証拠となるはずである。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載された国民年金の被保険者資格に係る取得及び喪失の履歴(昭和35年10月1日被保険者資格取得、昭和44年4月1日同資格喪失、昭和49年4月1日被保険者資格取得、昭和55年2月1日同資格喪失)が市役所の職員に記載してもらった特例納付に係る国民年金保険料の「払い込み期間」であり、この記載が請求期間を含む国民年金保険料を納付した証拠となる旨主張しているが、「国民年金の記録(1)」欄に記載されている「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」は、国民年金被保険者期間の始期及び終期を記載したものであり、国民年金保険料を納付した期間を記載しているものではないことから、当該記載をもって国民年金保険料を納付したと認めることはできない。

また、請求期間①については、国民年金保険料の徴収が開始される前の準備期間とされていた期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求期間当時、請求者が居住していた市が作成した国民年金被保険者名簿の記載から昭和 53 年 7 月頃に払い出されたと推認でき、請求者の加入手続は昭和 53 年 7 月頃に行われたものと考えられる。また、戸籍の附票及び住民票によると、請求者は、昭和 34 年 8 月から現在に至るまで同一市内に居住しており、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたことを確認することができないことから、昭和 55 年 2 月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

加えて、上記国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）が作成した国民年金被保険者台帳によると、昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付されているほか、昭和 53 年 4 月から昭和 55 年 1 月までの期間は免除期間となっており、オンライン記録によると、当該免除期間はその後追納された記録とされていることから、請求期間を含む被保険者期間の国民年金保険料を特例納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、昭和 55 年 6 月に、昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 8 月までの 65 か月分の国民年金保険料を特例納付していることが確認できるが、この 65 か月に、当該特例納付時点におけるそれまでの国民年金保険料納付済期間及び免除期間、厚生年金保険加入期間並びに 60 歳に到達する日の属する月の前月までに保険料を納付することができる期間を加えると、昭和 4 年生まれである請求者の年金受給資格期間の 24 年（288 か月）と一致することから、請求者は昭和 55 年 6 月に、年金受給資格を得るために必要な 65 か月分の国民年金保険料を特例納付したと考えるのが自然であり、請求期間②及び③の保険料は納付しなかったものと考えられる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。